別紙様式第十六号の二十第２の６の表中「・・・の積立て」を「・・・の積立」に改める。

別紙様式第十六号の二十四第２の２記載上の注意２中⑭を⑯とし、(4)から⑬までを⑥から⑮までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第十六号の二十四第２の４の表中「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の２記載上の注意２中⑰を⑲とし、(4)から⑯までを⑥から⑱までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第十六号の二十五第２の４生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―直接法により表示する場合の表中「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改め、同様式第２の４生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合の表中「・財務活動関連」を「、財務活動関連」に、「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改め、同様式第２の４損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―直接法により表示する場合の表中「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改め、同様式第２の４損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合の表中「・財務活動関連」を「、財務活動関連」に、「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改める。

別紙様式第十六号の二十六の２(1)記載上の注意２中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意２②中「あった」を「ある」に改め、同記載上の注意４を次のように改める。

4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第十六号の二十六の３(1)中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式第１の３(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

3　社外役員が少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

別紙様式第十六号の二十六の５(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　会社役員は、当中間会計期間の末日において在任している者に限る。

2　少額短期保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第十六号の二十七の２(1)中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式２(1)の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式２(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。

2　取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第272条の10第１項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3　監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。

4　兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を「その他」に記載すること。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第五条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第２の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第２記載上の注意１中⑯を⑲とし、(4)から⑮までを(7)から⑱までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(6)　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第二号第２の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第六条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同雛形二記載上の注意１中⑳を㉓とし、(4)から⑲までを(7)から㉒までとし、(3)の次に次のように加える。